

## 令和8年3月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	73	73	72	77	65	82	88	58	63	65	65	97	878
問い合わせ	2	1	5	1	9	2	4	5	7	13	6	7	62
要望	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	75	74	77	78	74	84	93	63	70	78	71	104	941
(前年度計)	(68)	(62)	(61)	(88)	(61)	(76)	(66)	(65)	(73)	(61)	(51)	(79)	(811)

## 多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	6	6	5	6	4	6	4	2	3	6	3	54
(前年度)	(5)	(4)	(7)	(2)	(5)	(2)	(3)	(7)	(2)	(3)	(3)	(2)	(45)

## 年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	2	2	1	0	0	0	0	0	2	1	1	3	12
20歳代	5	7	4	6	3	10	6	5	6	5	6	10	73
30歳代	6	8	10	14	11	8	11	5	8	6	5	5	97
40歳代	3	10	9	6	11	13	13	7	12	7	7	8	106
50歳代	17	11	11	18	14	16	14	8	9	17	9	17	161
60歳代	10	12	17	12	15	14	14	10	14	10	13	15	156
70歳以上	21	15	17	20	16	17	30	24	10	21	25	35	251
その他・不明	11	9	8	2	4	6	5	4	9	11	5	11	85
計	75	74	77	78	74	84	93	63	70	78	71	104	941

## 今月の相談事例

電話で市町村の委託でブレーカーの無料点検に行くと言われた。今日来訪し、ブレーカーを開けていたようだが、年数が経っているので交換をした方が良いと言われた。今契約している電力会社に確認すると、大手電力会社が何年か置きに点検しているので大丈夫だと言われた。契約をどうするかを当該業者に連絡しなければならないが電話に出ない。

## センターからのアドバイス

「分電盤やブレーカーの点検は10年に一度と法律で決まっている」、「市町村に委託された」等と電話があり、実際に点検日時を指定し訪問する可能性があります。実際に分電盤を開け、「古いので火事になる」と不安を煽り、分電盤交換工事を契約させる相談が多くあります。分電盤を含む家庭用電気設備については4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられており、法定点検の場合は必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。その場で契約の勧誘をすることはありません。分電盤の経年劣化の心配がある場合は電力会社等に相談しましょう。